## 地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会(以下「懇談会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 地域活動支援センターA型の次に関する事項について、懇談会の委員及びオブザーバーの意見を求める。
- (1) 地域活動支援センターA型の事業内容や課題
- (2) その他、地域活動支援センターA型に関連する必要な事項 (組織の構成等)
- 第3条 懇談会は、委員及びオブザーバーをもって組織する。
- 2 委員は、障害当事者、学識経験者、地域活動支援センターA型運営事業者、関係団体 代表者、基幹相談支援センター職員とし、オブザーバーは総合リハビリテーション推 進センター企画・連携推進課職員、同センター地域支援室職員、及び各区役所地域み まもり支援センター高齢・障害課職員とする。

(懇談会の公開)

第4条 懇談会の公開等については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成1 1年条例第2号)によるものとする。

(庶務)

- 第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課において処理する。 (雑則)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、健康福祉局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。